

大都市特化型法務局 地図作成事業について (お知らせ)

令和 8 年 9 月

千葉地方法務局では、令和 8 年度及び同 10 年度の大都市特化型法務局地図作成事業として、千葉市若葉区桜木六丁目及び同七丁目の各一部地区において、不動産登記法第 14 条第 1 項に定める精度の高い地図を新たに作成することになりました。

つきましては、本事業にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

●地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、「地図に準ずる図面（公図）」ですが、この公図は、現地の形状と一致しないものや公図上の土地の境界（筆界）の位置について不正確なものが多い状況にあります。

このような理由から、地図が備え付けられていない地域については、道路・下水道整備などの公共事業、土地や建物の売買などの不動産取引、あるいは災害復旧等に問題が生じています。

そこで、千葉地方法務局では、これらの問題を解決するために、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成しています。

●地図作成の効果

- 1 各土地の筆界点が「公共基準点」に基づく国家座標値を持ちます。その結果、現地復元性を保持することとなり、街づくりや災害復旧に威力を発揮します。
- 2 それぞれの土地所有者の皆様には、国家座標値に基づいて作成された地積測量図を交付します。
- 3 国家座標による位置の特定ができますので、境界紛争がなくなり、安心して土地を管理することができます。

●作業期間等

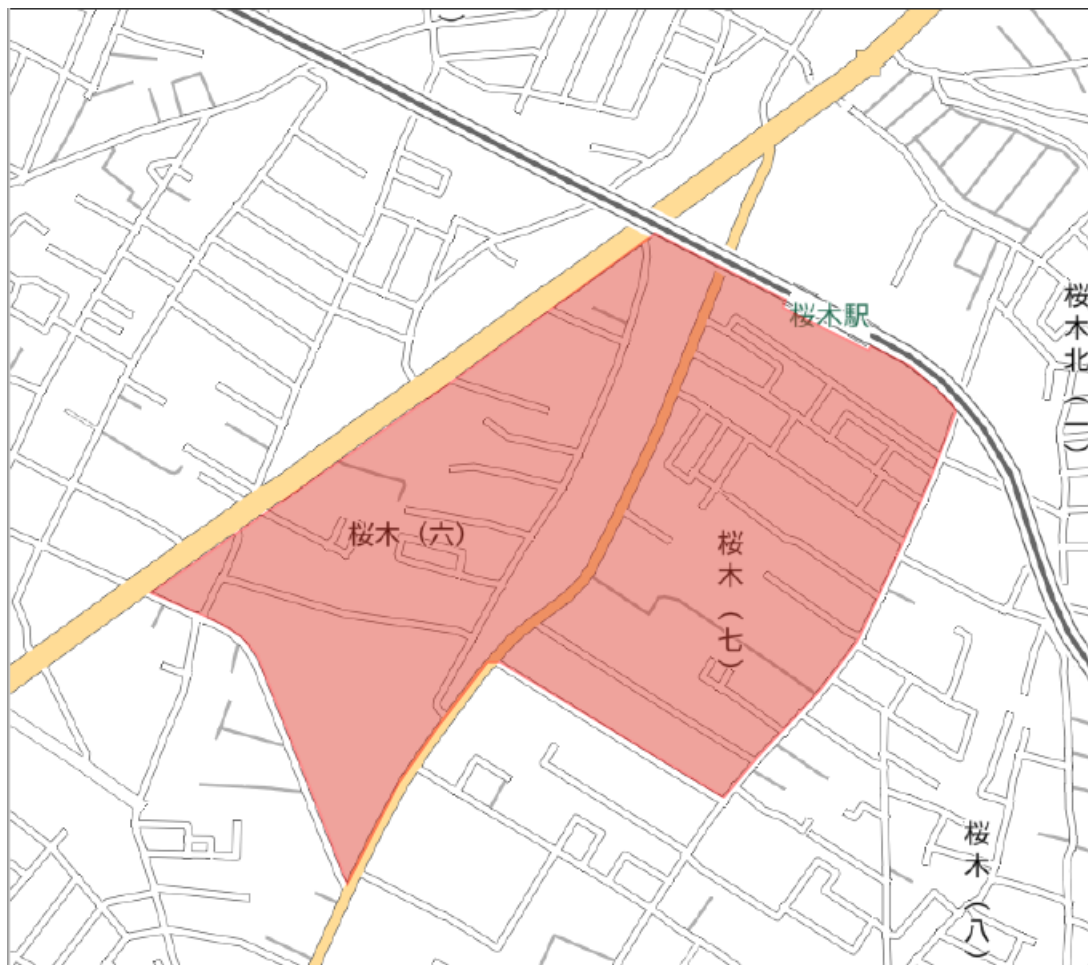
作業期間：令和８年１０月から令和１０年３月まで

計画機関：千葉地方法務局

作業機関：公益社団法人 千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

●作業対象地区

千葉市若葉区桜木六丁目及び同七丁目の一部地区（約０．２１㎢）



地理院地図 Vector (淡色地図) を加工して作成

●お問合せ・連絡先

〒266-0011

千葉市緑区鎌取町795番1 初芝駅前ビル101

千葉地方法務局地図作成事業現地事務所

電話 043-256-6111 (直通)

開所時間 午前9時00分～午後5時00分（土日祝日、年末年始は除く）

●地図作成の流れ（概要）

1）基準点測量（令和8年10月頃から令和9年1月頃）

- ◎地図作成に当たって骨組みとなる大切な測量です。土地一筆ごとに実施する一筆地測量のよりどころとなるものです。
- ◎実施区域内及びその周辺に設置されている公共基準点を基に、同区域内の公共用地及び民有地に4級基準点を設置します。



2）事前・境界点調査・復元測量（令和9年2月頃から5月頃）

- ◎土地一筆ごとに地目や利用状況を調査し、境界標の探索を行います。
- ◎現況を調査・測量し、地積測量図等の資料に基づき境界点の位置を検討します。
- ★土地所有者の皆様にお声がけの上、所有地に立ち入らせていただくことがあります。

3）一筆地調査（令和9年6月頃から8月頃）

- ◎土地所有者又はその代理人の皆様の現地立会いの下、土地一筆ごとにその境界や地番・地目を調査します。
- ◎立会調査において境界等を確認した場合には、土地所有者又はその代理人の皆様に土地調査書への署名・押印をお願いします。
- ◎一筆地調査が終わり次第、作業機関が順次測量します。
- ★土地所有者又はその代理人の皆様には、現地での立会いをお願いします。

4）面積計算・地図作成（令和9年9月頃から10月頃）

- ◎測量の成果に基づいて土地一筆ごとに面積を計算し、実施区域内の土地にかかる地図（縮尺500分の1）を作成します。

5) 縦覧・異議申立て（令和9年11月頃）

- ◎測量の成果に基づき作成した「地図の原図」や「地積等調査一覧表」を一定期間を定めて土地所有者の皆様を確認していただきます。
その際に、相違箇所等があれば申し出てください。

6) 登記（令和10年2月頃）

- ◎地目や面積が従前の登記記録（登記簿）と一致しない場合は、登記官が職権により登記を行います。
- ◎あわせて、地図及び土地一筆ごとの地積測量図を法務局に備え付けます。

7) 測量図等を土地所有者の皆様へ郵送（令和10年3月以降）

- ◎境界が確定した土地については、地積測量図等を土地所有者の皆様へ郵送します。